

令和2年5月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和2年5月12日(火) 午前 9時30分から 10時05分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長

17番 渡邊 万里

委員

1番 望月 稔
2番 小林 由朋
3番 町田 玉江
5番 時田 修治
6番 佐野 孝則
7番 植松 博文
8番 笹古 時男
9番 池野 保
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
13番 佐藤 正職
15番 鈴木 惠一
16番 安藤 公男
19番 伊藤 博

4.欠席委員

4番 荻田 丈仁
12番 勝又 匠
14番 藤田 博史
18番 涌田 充尚

5.議事

- (1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
(2)令和3年度 農林関係税制改正要望事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め15番鈴木惠一君、16番安藤公男君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第17号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、議第19号 取消願いの報告についてまでの、計4件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第17号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
鷹岡地区16番について事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ鷹岡地区16番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は富士宮にある富士脳障害研究所附属病院の南西400mくらいのところに、4カ所あります。譲渡人・譲受人の自宅が一番大きい区画の南東の角にあります。一番大きい区画が茶畑で、その東側も同じく茶畑、その南側の三角形のところが野菜畑で、少し東側に離れたところが果樹園です。譲渡人が90歳と高齢で耕作管理ができないことから、今後は家族みんなで助け合って守ってほしいということで、子とその配偶者、孫に贈与を行いたいとのこと。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 鷹岡地区16番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区16番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長 次に、議案6ページの議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
伝法地区12番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ伝法地区12番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は東名高速道路の富士I.C.の北側で、西富士道路の側道から少し入ったところにあります。この場所は以前譲受人が作業場として借りていましたが、地目が畑であるため、一旦元に戻してから改めて正式に許可を得て貸借を行いたいとのことです。近隣の農地への影響も無く、何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 伝法地区12番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
伝法地区12番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、大淵地区13番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ大淵地区13番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は中野の交差点から主要地方道富士富士宮由比線を西に600mくらい行くとパチンコ屋さんがあるのですが、そこから南西に200mくらいのところにあります。代理人に確認したところ、譲受人は自身の会社で太陽光発電施設の管理を行っており、そのノウハウを生かして自分で太陽光発電事業を行いたいということで今回の申請に至ったそうです。太陽光発電事業については事業としての見通しは立っているとのことです。現地を確認したところ、雑草を抑えるシートがひかれており、特に農地としては利用されていませんでした。隣接地は住宅と畑であり、影響もなさそうですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長	<p>大洲地区13番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 大洲地区13番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	<p>次に、大洲地区14番、15番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案6ページ大洲地区14番、15番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願いします。</p>
委員(報告者)	<p>場所は県立吉原林間学園から西に100mくらいのところにあります。現地を確認したところ茶畑でしたが、去年の新茶を収穫した以降は手入れされていないようで少し伸びた状態でした。譲受人はいずれも運輸系の事業者で、新東名高速道路の新富士I.C.に近いことから申請地を駐車場敷地にしたいということで申請に至ったとのことです。隣接地は住宅や駐車場となっており、このまま放棄地になってしまふよりは、適切に管理される方がいいのではないかと思います。ご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	<p>次に、事務局から補足説明願います。</p>
事務局	<p>本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。</p>
会長	<p>大洲地区14番、15番についてご質問ございませんか。</p>
委員(質問者)	<p>事務局に確認したいのですが、この案件は土地利用申請が必要ないものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>それぞれでは土地利用申請が必要な2千平方メートル以下ですので、必要のない案件となります。</p>
会長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 大洲地区14番、15番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>

会長	次に、大淵地区16番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ大淵地区16番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は新富士病院から南に200mくらいのところで、道路から一段下がった南側にあります。譲渡人の自宅が申請地の西側にあり、隣接する場所に譲渡人の孫とその配偶者の分家住宅を建てたいとのこと。現地を確認したところ、昨年までは畑をやっていたようですが、現在は特に何も作っておらず、草刈りだけしているような状態でした。分家住宅ということであり、近隣農地への影響も無いようですので、問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区16番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区16番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、松野地区17番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ松野地区17番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	この場所は平成30年9月に農地法第5条の許可が下りていますが、当時許可を受けた方が実行不可能になったことから取消を行い、新たな許可申請がされています。場所は市立富士川第二小学校から南に400mくらいのところにあります。譲受人は今回の申請地と間にある宅地を不動産屋を通じて購入し、住宅として一体利用をしたいとのこと。現地を確認したところ、すでに住宅敷地の一部のようになっておりました。周辺は住宅が点在する地区であり、周辺農地への影響も無いことから問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	松野地区17番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
松野地区17番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案8ページの議第19号 農地法第5条第1項の許可に係る買受適格者証明について、審議をお願いします。
大淵地区3番について事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案8ページ大淵地区3番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

場所は先月の大淵地区2番と同じ場所で、主要地方道一色久沢線と主要地方道富士白糸滝公園線の交差するところから北東に100mくらいのところにあります。現地を確認したところ、住宅の裏側に鬱蒼とした木が生えており、一部は雑草がはえている状態でした。住宅敷地の一部として利用するというのもおかしくないと思われる場所でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、先月と同じ場所の競売に参加するための証明等に関するものです。競売ですので複数の方が参加することで、落札した方が正式な農地法第5条の許可申請を行うこととなります。申請者は伊豆市の方ですが、不動産業を行っている方です。今回農地と合わせて競売になっている宅地は、昭和47年以前から住宅が建っている既存宅地の要件があるため、落札できたら宅地としての売り出しを考えているとのこと。周辺は宅地に囲まれており第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

大淵地区3番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区3番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に議案9ページの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局 はじめに議案9ページをご覧ください。
報第19号 取消願いの報告についてですが、計画変更などによるものであり、受理したことをご報告いたします。件数3件。
今月の報告案件については以上です。

会長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局 (事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長 以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。
続きまして議事(2)「令和3年度 農林関係税制改正要望事項について」審議を
お願いします。事務局より説明願います。

事務局 別添の「令和2年度農林関係税制改正の主な概要について」という資料をご覧
ください。昨年度全国農業会議所を通じて要望した結果、このような改正がありまし
たという資料となります。令和3年度に新しく要望したい事項がありましたらご意見
をお願いしたいと思います。今年度は特に事務局からの案ありません。この場で
なにかというの難しいと思いますので、要望したいことがございましたら、今月中
くらいまでに事務局へお願いいたします。来月の農業委員会にてはからせていた
だきます。ご意見が無いようであれば、意見なしで回答させていただきたいと思
います。

会長 事務局からの説明が終わりました。
このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、以上で、議事(2)「令和3年度 農林関係税制改正要望
事項について」を終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和2年5月12日

農業委員会会長

同委員

同委員